

答 申 書
(答申第119号)
平成22年10月4日

1 審査会の結論

サホロリゾート北斜面開発に係る別紙1の表1及び2の左欄に掲げる公文書のうち、同表右欄に掲げる「変更決定後もなお非開示とした部分」を非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「2010年3月1日に新得町長が『十勝支庁長への懸案事項要請』を行った件についての関係資料一式」及び「その他、佐幌岳北斜面のスキー場開発計画に関する資料一式」である。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して別紙1の表1及び2の左欄に掲げる公文書を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）、同項第2号に規定する非開示情報及び同項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

イ 異議申立人は、本件処分の非開示部分を取り消し、開示することを求めており、それに対し、実施機関は、現時点においてはサホロリゾート北斜面開発に係る地元説明会が開催され事業内容が公表されていることや当該事業に係る北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）に基づく特定開発行為の許可に係る事前申請書が提出されていることを考慮し、別紙1の表1に係る処分は平成22年9月15日付けで、表2に係る処分は同14日付けで非開示部分の一部を変更する旨決定（以下「変更決定」という。）を行い、本件公文書のうち別紙1の表1及び2の右欄に掲げる部分を除き、全て開示した。

当審査会としては、異議申立人は全ての非開示部分の開示を求めていることから、実施機関が変更決定後もなお非開示とする部分に係る処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 情報公開条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が、本件処分において変更決定後もなお1号情報に該当するものとして非開示としたのは公務員を除く氏名及び職名であり、これらはいずれも特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる旨説明する。

ウ 当審査会としては、氏名については法人職員の氏名であり、実施機関の主張するとおり特定個人が識別され得る情報であると認められる。

また、職名については法人の部局名及び役職名であり、いずれも当該法人の規模、既に開示されている情報からわかる職務内容からすれば、直接又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

したがって、これらの情報は、開示することにより法人名が既に開示されていることから勤務先が明らかになり、一般にこのような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから1号情報に該当するものと判断する。

(4) 6号情報の該当性について

ア 情報公開条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が、本件処分において変更決定後もなお6号情報に該当するものとして非開示としたのは一部の動植物の名称、調査箇所及びその内容が類推される記載内容であり、開示すると道または国の野生動植物の管理等に係る事業の目的を失わせ、円滑な実施を著しく困難にすると認められると主張する。

ウ 当審査会において、当該非開示部分を審議した結果は次のとおりである。

(ア) 本件公文書を見分すると、当該非開示部分については、調査によって生息が確認された北海道レッドデータブックの絶滅危急種若しくは環境省のレッドリストの絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧ⅠB類及び絶滅危惧Ⅱ類に指定される希少性が高いカテゴリーに属する植物及び昆虫に係る名称、生息地を示した記載及び図面並びその内容が推測される記載であることが認められる。

また、一部の希少種については、愛好家が多く販売を目的とした採取も想定され盗掘等の恐れが高くその防止の観点から科名から非開示とし、生息地の情報については、調査区域範囲の内外程度の位置情報が含まれているが、希少性の高い種であるため盗掘等防止の観点から市町村単位より詳しい位置情報は非開示とする実施機関の主張をいずれも否定することはできない。

(イ) (ア)において生息しているとされた希少種の一部は平成4年の調査における確認情報を根拠としているが、過去の調査であっても、植物については動物とは違い大きく移動することがないこと、また昆虫については当該スキー場開発計画地は平成4年当時から開発行為が行われていないため植生の変化がなく餌となる植物が現在においても存在することが考えられることから、それぞれ現時点においても有効な確認情報であるとする実施機関の主張を否定することはできない。

(ウ) 異議申立人は非開示部分には「狩勝高原サホロリゾート開発事業に係る環境影響評価書（修正版）」（以下「本件評価書」という。）と同一の内容が含まれており、環境影響評価準備書及び環境影響評価書は縦覧が義務付けられていること、また異議申立人は本件評価書の写しを実施機関から入手している旨主張するが、本件評価書は平成4年に作成されたものであり、当時実施機関が本件評価書を公開し、写しを提供していたとしても、相当期間が経過しており、現時点では実施機関においては公開されていないことから、本件公文書において非開示とした情報のなかに本件評価書と同一の内容が含まれていたとしても、現時点においては公にされている情報とは言えないため、異議申立人の当該主張を採用することはできない。

したがって、これらはいずれも現時点において有効な希少植物、昆虫の名称、生息場所及びその内容が推測される情報であり、開示することにより盗掘等を容易にする等道または国の野生動植物の管理等に係る事業の目的を失わせ、円滑な実施を

著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

(5) 情報公開条例第11条の該当性について

ア 異議申立人は、本件公文書に記載されている内容は、地域の経済や自然環境・生活環境などに多大な悪影響を与える恐れがあり、人の健康および生活の保護のため開示が必要な情報である旨を主張していることから、情報公開条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性について判断する。

イ 情報公開条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

ウ 当審査会としては、情報公開条例第11条は、現に発生しているか又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、身体、健康又は生活の保護のために公益上必要であるときは開示をするとしたものであるが、非開示部分が法人職員の職氏名、希少種の名称及び生息地等であることからすれば、異議申立人が主張する地域の経済や自然環境・生活環境などに多大な悪影響を与えるといった蓋然性は低く、生命等を保護するために開示することが必要とまでは認められない。

したがって、本件処分のうち変更決定後もなお非開示とした部分について、情報公開条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとは認められない。

(6) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、情報公開条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 5 月 31 日	○ 諮問書の受理（諮問番号363） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成22年 6 月 4 日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号363） ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成22年 7 月 8 日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成22年 8 月 25 日 （第一部会）	○ 審議
平成22年 9 月 15 日	○ 実施機関から関係書類（①公文書一部開示決定変更通知書の写し、②新たに開示した対象公文書の写し）の提出
平成22年 9 月 22 日	○ 審議

(第一部会)	
平成22年9月28日 (第50回審査会)	○ 答申案審議
平成22年10月4日	○ 答申

別紙 1

表 1 平成22年 4 月 5 日付け環境第24号で行った公文書一部開示決定処分に係る対象公文書及び非開示部分

対象公文書名	変更決定後もなお非開示とした部分	
2008年十勝・北海道サ ホロリゾート北斜面開 発行為に伴う森林施業 のあり方調査（2010年 1月12日版）	51頁	本文の 2 行14文字目から30文字目まで
		表3. 10の科名欄の 5 段目、種名欄の 5 段目及び 6 段目並びにH21調査範囲内欄の 5 段目及び 6 段目
	52頁	図3. 15
	60頁	表3. 15の調査範囲内欄の 1 段目から59段目まで及び調査範囲外欄の 1 段目から59段目まで
	61頁	「3）希少植物」の 3 行28文字目から37文字目まで、同行39文字目から 4 行 5 文字目まで、 5 行 5 文字目から 9 文字目まで及び同行11文字目から16文字目まで
		表3. 16の科名欄の 8 段目、種名欄の 3 段目から 6 段目まで、 8 段目及び 9 段目、H4欄の 3 段目から 6 段目まで、 8 段目及び 9 段目並びにH21欄の 3 段目から 6 段目まで、 8 段目及び 9 段目
		表3. 17の種名欄の 3 段目、 4 段目及び 7 段目並びに備考欄の 3 段目、 4 段目及び 7 段目
	62頁	表3. 18の種名・学名欄の 3 段目から 6 段目まで、 8 段目及び 9 段目並びに指定状況等欄の 3 段目から 6 段目まで、 8 段目及び 9 段目 写真3. 2の右下の写真及び植物名並びに左下の写真及び植物名
	63頁	図3. 18
	103頁	表3. 58の科名欄の 4 段目、種名欄の 4 段目及び 7 段目並びにH4欄の 4 段目及び 7 段目
105頁	表3. 59の目・科・種名欄の 4 段目及び 7 段目並びに生態等欄の 4 段目及び 7 段目	
145頁	6 行18文字目から26文字目まで、同行28文字目から32文字目まで、 7 行25文字目から34文字目まで及び 8 行35文字目から 9 行 3 文字目まで	
特定開発行為相談票 （平成22年 1 月 7 日）	相手方欄の役職名及び氏名	
特定開発行為相談票 （平成22年 1 月 13 日）	相手方欄の役職名及び氏名	

特定開発行為相談票 (平成22年1月25日)	相手方欄の部局名及び氏名
特定開発行為相談票 (平成22年2月2日)	相手方欄の「〇〇〇〇(株)」に係る部局名及び氏名
環境影響評価業務相談票 (平成22年1月7日)	「〇〇〇〇」に係る職名及び氏名、「〇〇〇〇(株)」に係る部局名及び氏名並びに「(株)〇〇〇〇」に係る職名及び氏名
環境影響評価業務相談票 (平成22年1月25日)	「〇〇〇〇(株)」に係る部局名及び氏名
	(別添資料) - 1 の試験担当者欄の氏名
	(別添資料) - 2 の試験担当者欄の氏名
環境影響評価業務相談票 (平成22年2月10日)	「〇〇〇〇(株)」に係る部局名及び氏名

※ 句読点、記号は文字数に含む。

表2 平成22年4月5日付け十環生第41号で行った公文書一部開示決定処分に係る対象公文書及び非開示部分

対象公文書名	変更決定後もなお非開示とした部分	
支庁長懸案事項資料	全部開示	
特定開発行為に係る相談票の入手について (平成22年1月7日)	特定開発行為相談票 (平成22年1月7日)	相手方欄の役職名及び氏名
特定開発行為に係る相談票の入手について (平成22年1月13日)	特定開発行為相談票 (平成22年1月13日)	相手方欄の役職名及び氏名
特定開発行為に係る事前説明について (平成22年1月29日)	報告書	趣旨欄の部局名及び氏名
	2008年十勝・北海道サホロリゾート北斜面開発行為に伴う森林施業のあり方調査 (2010年1月8日版)	51頁 本文の2行14文字目から30文字目まで ----- 表3.10の科名欄の5段目、種名欄中の5段目及び6段目並びにH21調査範囲内欄の5段目及び6段目
		52頁 図3.15
		60頁 表3.15の調査範囲内欄の1段目から59段目まで及び調査範囲外欄の1段目から59段目まで
	61頁 「3) 希少植物」の3行28文字目から	

	<p>37文字目まで、同行39文字目から4行5文字目まで、5行5文字目から9文字目まで及び同行11文字目から16文字目まで</p> <p>表3.16の科名欄の8段目、種名欄中の3段目から6段目まで、8段目及び9段目、H4欄の3段目から6段目まで、8段目及び9段目並びにH21欄中の3段目から6段目まで、8段目及び9段目</p> <p>表3.17の種名欄の3段目、4段目及び7段目並びに備考欄の3段目、4段目及び7段目</p>
62頁	<p>表3.18の種名・学名欄の3段目から6段目まで、8段目及び9段目並びに指定状況等欄の3段目から6段目まで、8段目及び9段目</p> <p>写真3.2の右下の写真及び植物名並びに左下の写真及び植物名</p>
63頁	図3.18
103頁	表3.58の科名欄の4段目、種名欄中の4段目及び7段目並びにH4欄の4段目及び7段目
105頁	表3.59の目・科・種名欄の4段目及び7段目並びに生態等欄の4段目及び7段目
145頁	6行18文字目から26文字目まで、同行28文字目から32文字目まで、7行25文字目から34文字目まで及び8行35文字目から9行3文字目まで
148頁	「5) 昆虫類」の4行13文字目から19文字目まで
サホロスキー場の拡張に係る事前説明について(平成22年2月5日)	「〇〇〇〇株」に係る部局名及び氏名

※ 句読点、記号は文字数に含む。